

(その1)

収支報告書 (令和 4 年分)

(ふりがな)

(にほんきょうさんとうちばけんまつど・かまがやちくいんかい)

- 1 政治団体の名称 日本共産党千葉県松戸・鎌ヶ谷地区委員会
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県松戸市千駄堀 1810-2
- 3 代表者の氏名 横堀 渉
- 4 会計責任者の氏名 野村 みつゑ

問合せ先

(担当者) 野村 みつゑ

(電話) 047-349-1544

千葉県
選挙管理委員会

-5.3.28

受付

116210

3/28

定内郵資国全領N
解後窓N(4)N(4)N(4)N(4)過

F1|F2|F3|F4|F5|F6
M|3/28|J|

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

- 政党の支部 政党
- その他の政治団体 (後援会等) 政治資金団体
- その他の政治団体の支部 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

の氏名 _____

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)				42573505
① (前年からの繰越額)				795461
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G)				41778044
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)				40910005
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))				1663500

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

2 収入項目別金額の内訳

	十億	百万	千	円
(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額 A				8023570
員 数				8643

(2) 寄 附	金 額				備 考
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附				16799031	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)				16799031	(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]					内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附					内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)				16799031	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
 ※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
日本共産党千葉県委員会		1	508	162	22. 1. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	421	041	22. 2. 28	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	407	625	22. 3. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	410	695	22. 4. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	397	662	22. 5. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	400	523	22. 6. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	499	435	22. 7. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	385	757	22. 8. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	382	115	22. 9. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	375	529	22. 10. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	391	280	22. 11. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	375	619	22. 12. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
こ の 頁 の 小 計		16	955	443			
合 計	F	16	955	443			

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
寺島 修			10,000	R4. 8. 21	千葉県松戸市六実2丁目10-13松寿園エミシア108号	無職	
加藤 暹			37,280		千葉県松戸市小金原3-18-22-302	無職	
(内訳)			16,140	R4. 6. 27			
			21,140	R4. 12. 27			
山野邊富士雄			42,000		千葉県松戸市小金原1-34-14	無職	
(内訳)			21,000	R4. 6. 30			
			21,000	R4. 12. 27			
芝原 久恵			72,600		千葉県松戸市根木内315-2	無職	
(内訳)			28,800	R4. 6. 30			
			43,800	R4. 12. 27			
この頁の小計			161,880				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
今井 敏子			37,	200		千葉県松戸市小金原4-16-22	無職	
(内訳)			18,	600	R4. 6. 30			
			18,	600	R4. 12. 27			
廣瀬 博			18,	000	R4. 12. 27	千葉県松戸市小金原1-21-31	無職	
棚井 行隆			96,	000		千葉県松戸市小金原3-17-43	無職	
(内訳)			48,	000	R4. 6. 30			
			48,	000	R4. 12. 27			
野元 紘一			48,	000		千葉県松戸市小金原2-11-5	無職	
(内訳)			24,	000	R4. 6. 30			
			24,	000	R4. 12. 27			
この頁の小計			199,	200				
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千 円				
山口 清美			39,600	R4. 8.21 12.27	千葉県松戸市小金原2-2-35	無職	
金子 昭雄			80,400		千葉県松戸市小金原3-12-24	無職	
(内訳)			40,200	R4. 4. 30			
			40,200	R4. 12. 27			
松川 忠志			10,000	R4. 8.21 12.27	千葉県松戸市上本郷1416-5	無職	
林 松子			10,300	R4. 8.21 12.27	千葉県松戸市中和倉453-4	無職	
斉藤 みどり			18,000		千葉県松戸市金ヶ作358-25	無職	
(内訳)			6,000	R4. 8. 30			
			12,000	R4. 12. 30			
伊藤 春美			20,000	R4. 8.21 12.27	千葉県松戸市五香西6-6-7	無職	
伊藤 秀子			18,400	R4. 8.21 12.27	千葉県松戸市五香西6-6-7	無職	
この頁の小計			196,700	8.21			
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
間宮 泰子			38,600	R4. 8. 27	千葉県松戸市五香8丁目24-4	ケアマネージャー	
福田 慈子			14,000	R4. 8. 27	千葉県松戸市牧の原団地2-14-306	無職	
広瀬 清			24,000	R4. 12. 30	千葉県松戸市高塚新田631-85	無職	
広瀬 初子			18,200	R4. 12. 30	千葉県松戸市高塚新田631-85	無職	
菅谷 良男			28,200	R4. 12. 27	千葉県松戸市高塚団地2-7-217	無職	
庄司 道子			10,000	R4. 12. 27	千葉県松戸市串崎新田156-1-103	無職	
長谷川 隆			39,200	R4. 12. 30	千葉県松戸市西馬橋1-21-12	無職	
長谷川千恵子			31,200	R4. 12. 30	千葉県松戸市西馬橋1-21-12	無職	
小林 長男			27,865	R4. 12. 15	千葉県松戸市西馬橋3-28-44	無職	
正久 正江			29,200	R4. 12. 28	千葉県松戸市西馬橋3-2-11	無職	
齋藤 常一			15,600	R4. 12. 01	千葉県松戸市西馬橋1-9-5	無職	
佐藤 良治			45,000	R4. 12. 28	千葉県松戸市西馬橋5-33	無職	
佐々木和男			21,030	R4. 12. 28	千葉県松戸市西馬橋1-49-22	無職	
下山 謙一			22,200	R4. 12. 28	千葉県松戸市西馬橋3-47-28	無職	
この頁の小計			364,295				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
福田 節子			80	300		千葉県松戸市栄町西3-1122-5	無職	
(内訳)			29	100	R4. 7. 28			
			15	000	R4. 11. 20			
			36	200	R4. 12. 29			
土屋 和子			14	000	R4. 12. 30	千葉県松戸市松戸新田533-1-2-203天神山市営住宅	無職	
植草 充代			36	200	R4. 12. 28	千葉県松戸市松戸新田490-100	無職	
比嘉 良宏			97	200		千葉県松戸市稔台8-22-3	無職	
(内訳)			35	000	R4. 3. 30			
			35	000	R4. 6. 30			
			27	200	R4. 12. 30			
長谷部とし子			37	200	R4. 12. 30	千葉県松戸市和名ヶ谷985-4-206	無職	
この頁の小計			264	900				
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
向井 俊子			46,680		千葉県松戸市松戸新田94-87	無職	
(内訳)			27,480	R4. 6. 30			
			19,200	R4. 12. 30			
宮本 愛子			40,300		千葉県松戸市野菊野2-1017	無職	
(内訳)			27,100	R4. 8. 28			
			13,200	R4. 12. 28			
谷口 正訓			20,000	R4. 12. 30	千葉県松戸市松戸新田568	無職	
宮原 芳美			23,361	R4. 12. 30	千葉県松戸市胡録台県営住宅 1104	無職	
酒井 一夫			30,000	R4. 12. 28	千葉県松戸市胡録台 326	無職	
足澤 勝子			13,438	R4. 12. 30	千葉県松戸市松戸新田568 ゼファーヒルズ松戸フィオーリーナ533	無職	
大坪あや子			8,000	R4. 12. 30	千葉県松戸市松戸新田94-86	無職	
中山 祐司			6,420	R4. 12. 28	千葉県松戸市松戸新田94	無職	
この頁の小計			188,199				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
城ヶ崎ひとみ			5,000	R4. 12. 30	千葉県松戸市胡録台242-18	無職	
小野 祥子			110,000		千葉県松戸市常盤平団地3-7-109	無職	
(内訳)			50,000	R4. 7. 25			
			30,000	R4. 9. 25			
			30,000	R4. 12. 31			
田中 友江			40,000		千葉県松戸市常盤平5-16-18	無職	
(内訳)			10,000	R4. 4. 30			
			30,000	R4. 12. 28			
石本 祐二			5,000	R4. 12. 30	千葉県松戸市常盤平双葉町14-26青木コーポ102	無職	
小川 寿子			15,500	R4. 12. 27	埼玉県南埼玉郡宮代町百間5-4-29	無職	
石井 邦子			15,000	R4. 12. 30	千葉県松戸市五香西2-16-7	無職	
この頁の小計			190,500				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
棚井 冽子			75	000		千葉県松戸市小金原3-17-43	無職	
(内訳)			33	000	R4. 6. 30			
			42	000	R4. 12. 25			
高橋 三枝子			5	000	R4. 12. 30	千葉県松戸市岩瀬20	無職	
荒井 進			35	798	R4. 12. 28	千葉県松戸市緑ヶ丘1-101-4	無職	
秋山 嘉敬			41	200	R4. 12. 28	千葉県松戸市金ヶ作270-23	無職	
戸塚 和江			23	640	R4. 12. 29	千葉県松戸市金ヶ作267	無職	
渡部 七枝			15	750	R4. 12. 29	千葉県松戸市千駄堀837-5	無職	
樋口 茂雄			34	200	R4. 12. 30	千葉県松戸市稔台7-31-9-414	無職	
樋口 正子			34	200	R4. 12. 30	千葉県松戸市稔台7-31-9-414	無職	
田沼きよみ			22	600	R4. 12. 30	千葉県松戸市千駄堀794-31	無職	
池田 久雄			12	800	R4. 12. 28	千葉県松戸市常盤平柳町14-29	無職	
長谷川勝子			30	900	R4. 12. 30	千葉県松戸市金ヶ作27-5 レクセル新八柱505	団体職員	
阿南 幸紀			28	000	R4. 12. 30	千葉県松戸市小金原9-20-4	無職	
この頁の小計			359	088				
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
阿南 洋子			18,000	R4. 12. 30	千葉県松戸市小金原9-20-4	無職	
池田 明子			46,000	R4. 12. 30	千葉県松戸市栗ヶ沢825-12	無職	
井川 錬三			82,400		千葉県松戸市小金原8-16-10	無職	
(内訳)			41,200	R4. 12. 1			
			41,200	R4. 12. 20			
石関 光枝			44,800	R4. 12. 30	千葉県松戸市小金原9-36-20	無職	
大道 千秋			44,800	R4. 12. 30	千葉県松戸市小金原9-21-6	無職	
大道タイ子			44,800	R4. 12. 30	千葉県松戸市小金原9-21-6	無職	
西宮香代子			66,800		千葉県松戸市小金原8-21-17	無職	
(内訳)			41,000	R4. 6. 25			
			25,800	R4. 12. 24			
この頁の小計			347,600				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
野口 茂子			59,600		千葉県松戸市小金原9-5-22		
(内訳)			21,400	R4. 8. 31			
			38,200	R4. 12. 30			
前山 賢			74,000		千葉県松戸市小金原8-19-16	無職	
(内訳)			37,000	R4. 6. 30			
			37,000	R4. 12. 30			
本谷 清志			19,200	R4. 12. 30	千葉県鎌ヶ谷市北中沢2-21-51	無職	
千田 優子			25,000	R4. 12. 27	千葉県松戸市小金きよしヶ丘2-11-19	無職	
多田 弘夫			10,000	R4. 12. 28	千葉県松戸市小金きよしヶ丘2-10-14	無職	
糟谷 幸子			36,000	R4. 12. 28	千葉県松戸市二ツ木49-1	無職	
狩野 満			26,000	R4. 12. 27	千葉県松戸市東平賀276-26	無職	
多田 文候			6,000	R4. 12. 27	千葉県松戸市小金きよしヶ丘2-10-14	無職	
清水 貞子			20,000	R4. 12. 30	千葉県松戸市小金きよしヶ丘2-18-3	無職	
この頁の小計			275,800				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
中根 豊吉			8,400	R4. 12. 30	千葉県松戸市六高台西3-9	無職	
山下 文柳			48,800	R4. 12. 20	千葉県松戸市六高台6-119-13	無職	
荒木 政治			17,000	R4. 12. 30	千葉県松戸市六高台3-66-12	農業	
平木 陽子			33,200	R4. 12. 26	千葉県松戸市六高台7-54	著作業	
錦 和熙			26,400	R4. 12. 30	千葉県松戸市六高台6-6	無職	
作田 一雄			84,900		千葉県松戸市六高台6-87	無職	
(内訳)			23,200	R4. 8. 31			
			32,500	R4. 11. 27			
			29,200	R4. 12. 30			
八木下 博			111,026		千葉県松戸市六高台1-2	無職	
(内訳)			59,226	R4. 6. 27			
			35,000	R4. 7. 31			
			16,800	R4. 12. 27			
この頁の小計			329,726				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
横島 友巳			56,800		千葉県松戸市六高台6-86-6	無職	
(内訳)			28,400	R4. 7. 31			
			28,400	R4. 12. 27			
山田 美枝子			34,000		千葉県松戸市新松戸6-69-A-610	無職	
(内訳)			21,000	R4. 7. 27			
			13,000	R4. 12. 27			
山田信太郎			12,000	R4. 12. 27	千葉県松戸市新松戸6-69-A-610	無職	
増川 孝子			10,000	R4. 12. 30	千葉県松戸市新松戸5-1-C-804	無職	
この頁の小計			112,800				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
竹下 南			736,400		千葉県松戸市新松戸5-178-A-301	無職	
(内訳)			84,400	R4. 4. 30			
			203,200	R4. 7. 30			
			198,800	R4. 10. 31			
			250,000	R4. 11. 30			
森上 桂吾			17,600	R4. 12. 30	千葉県松戸市横須賀1-22-3	無職	
山内 壽恵			155,000		千葉県松戸市新松戸北2-1 ファミールハイツ1-511	無職	
(内訳)			55,000	R4. 8. 30			
			100,000	R4. 12. 30			
この頁の小計			909,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
須藤 公子			145,800		千葉県松戸市横須賀1-23-5	無職	
(内訳)			26,800	R4. 1. 30			
			50,000	R4. 4. 30			
			69,000	R4. 12. 25			
日向 紀英			213,000		千葉県松戸市東平賀141-14	無職	
(内訳)			100,000	R4. 6. 30			
			113,000	R4. 12. 30			
日向 栄子			300,000		千葉県松戸市東平賀141-14	看護師	
(内訳)			100,000	R4. 7. 30			
			100,000	R4. 10. 30			
			100,000	R4. 12. 28			
この頁の小計			658,800				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
松本 信広			51,668			千葉県松戸市東平賀73-5	無職	
(内訳)			39,168		R4. 7. 31			
			12,500		R4. 12. 28			
小山百合子			40,200		R4. 12. 30	千葉県松戸市大金平2-68-1-201	無職	
森岡 廣茂			5,000		R4. 11. 25	千葉県松戸市幸田1丁目47-5	無職	
岡野 駿一			47,600		R4. 11. 26	千葉県松戸市幸田2-137	無職	
米谷 哲二			6,000		R4. 8. 27	千葉県松戸市幸田5-53	無職	
鈴木 進			10,000		R4. 12. 28	千葉県松戸市幸田3-202	無職	
永田 一代			27,640		R4. 12. 25	千葉県松戸市串崎南町93-3	無職	
根本 常男			150,000			千葉県松戸市串崎南町132-3	自営業	
(内訳)			70,000		R4. 3. 30			
			50,000		R4. 8. 30			
			30,000		R4. 12. 20			
この頁の小計			338,108					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
古川 一枝			60,000		千葉県松戸市串崎新田1775-3	無職	
(内訳)			30,000	R4. 7. 30			
			30,000	R4. 12. 25			
麻場 文男			10,000	R4. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎1-36-26	無職	
麻場 富喜子			13,000	R4. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎1-36-26	無職	
野口 靖子			20,000	R4. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎5-38-3	無職	
野口 功			56,000		千葉県松戸市八ヶ崎5-38-3	無職	
(内訳)			31,000	R4. 7. 27			
			25,000	R4. 12. 27			
斉藤 哲成			19,000	R4. 12. 28	千葉県松戸市八ヶ崎3-28-25	無職	
富山 芙美子			15,000	R4. 12. 30	千葉県松戸市八ヶ崎1-1-10	無職	
高木喜久雄			64,150	R4. 12. 25	千葉県松戸市古ヶ崎1-3059-10	無職	
仲市 政利			17,800	R4. 12. 27	千葉県松戸市幸谷243-1	無職	
宮城 肇			33,608	R4. 12. 27	千葉県松戸市日暮7-385	無職	
この頁の小計			308,558				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
白石 昌子			12,000		R4. 12. 27	千葉県松戸市日暮7-555	無職	
白石 貞純			21,000		R4. 12. 27	千葉県松戸市日暮7-555	無職	
今井 修平			46,000		R4. 12. 25	千葉県松戸市小金原4-16-22	無職	
有坂 史夫			32,000		R4. 12. 26	千葉県松戸市五香西6-5-11	無職	
杉戸 一恵			10,000		R4. 12. 29	千葉県松戸市栄町1-70-10	無職	
羽澄 薫			20,000		R4. 12. 29	千葉県松戸市栄町4-246-28	無職	
菅野 アイ子			13,200		R4. 12. 29	千葉県鎌ヶ谷市南初富1-22-11	無職	
梁瀬 康夫			6,000		R4. 12. 25	千葉県松戸市小金きよしヶ丘2-17-7-305	無職	
国松 輝夫			10,000		R4. 12. 27	千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷7-12-53	無職	
伊藤 猛			13,900		R4. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎6-38-19	無職	
伊藤 幸子			2,800		R4. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎6-38-19	無職	
浦野 隆夫			201,720			千葉県松戸市小山501-6 クレストフォルム松戸912	無職	
(内訳)			116,720		R4. 5. 25			
			85,000		R4. 12. 27			
この頁の小計			388,620					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
宮下 秀和			42,000		長野県上伊那郡飯島町七久保3342-1	団体職員	
(内訳)			9,000	R4. 7. 27			
			33,000	R4. 12. 25			
三浦 誠			18,040	R4. 12. 27	千葉県松戸市上矢切968-9	団体職員	
吉田 喜一			5,000	R4. 12. 27	千葉県松戸市上矢切968-9	無職	
浦野 真			50,400		千葉県松戸市常盤平7-2 常盤平団地2-7-302	団体職員	
(内訳)			30,400	R4. 11. 28			
			20,000	R4. 12. 27			
高橋 明広			68,596		千葉県松戸市松戸878-7	無職	
(内訳)			15,000	R4. 11. 30			
			53,596	R4. 12. 27			
高橋 妙子			24,000	R4. 12. 27	千葉県松戸市松戸878-7	無職	
この頁の小計			208,036				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
木間 裕			158,400		千葉県松戸市中和倉153-5	無職	
(内訳)			52,800	R4. 6. 30			
			52,800	R4. 9. 30			
			52,800	R4. 12. 25			
平田きよみ			986,042		千葉県松戸市日暮6丁目71	市議会議員	
(内訳)			200,000	R4. 4. 30			
			706,042	R4. 7. 31			
			80,000	R4. 11. 30			
宇津野史行		1,209	242		千葉県松戸市千駄堀819-7	市議会議員	
(内訳)			237,000	R4. 6. 25			
			672,242	R4. 7. 31			
			66,572	R4. 10. 31			
			233,428	R4. 12. 24			
この頁の小計		2,353	684				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
山口 正子		1,	456,	070		千葉県松戸市北松戸2-10-1-503	市議会議員	
(内訳)			205,	400	R4. 4. 30			
			250,	000	R4. 5. 30			
			767,	242	R4. 7. 31			
			233,	428	R4. 12. 24			
ミール計恵		1,	226,	670		千葉県松戸市松戸新田3-17	市議会議員	
(内訳)			306,	000	R4. 5. 30			
			687,	242	R4. 7. 31			
			233,	428	R4. 12. 24			
佐竹 知之			870,	322		千葉県鎌ヶ谷市初富55-14	市議会議員	
(内訳)			201,	600	R4. 6. 30			
			486,	468	R4. 7. 31			
			182,	254	R4. 12. 24			
この頁の小計		3,	553,	062				
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
松原 美子			890	068		千葉県鎌ヶ谷市東初富4-22-10	市議会議員	
(内訳)			213	600	R4. 6. 28			
			486	468	R4. 7. 31			
			190	000	R4. 12. 24			
橋本 彰			10	000	R4. 11. 27	千葉県松戸市松戸904-2 ハイマート松戸404	無職	
三輪 由美			1,740	000		千葉県松戸市八ヶ崎2-13-5 サンフォーレ松戸701	県議会議員	
(内訳)			240	000	R4. 4. 27			
			500	000	R4. 11. 22			
			500	000	R4. 11. 26			
			500	000	R4. 11. 28			
嶋村 新一			97	200	R4. 12. 24	千葉県松戸市小金原6-7-17-401	市議会議員	
この頁の小計			2,737	268	1,444,807,-			
その他の寄附			2353	207	→ ※ 下記注意(1)参照。			
合計			16799	031	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表														
項 目				金 額				備 考						
1	経	常	経	費	十	百	千	円						
(1)	人	件	費	0	1	0	14	476	569					
(2)	光	熱	水	費	0	2	0	635	929					
(3)	備	品	・	消	耗	品	費	0	3	0	2	663	507	
(4)	事	務	所	費	0	4	0	4	364	414				
小 計 ((1)~(4))				8	0	0	22	140	419					
2	政	治	活	動	費	十	百	千	円					
(1)	組	織	活	動	費	0	5	0	5	715	380			
(2)	選	挙	関	係	費	0	6	0						
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※				0	7	0	3	908	894				
内 訳	ア	機関紙誌の発行事業費			0	8	0							
	イ	宣伝事業費			0	9	0	3	908	894	※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること			
	ウ	政治資金パーティー開催事業費			1	0	0							
	エ	その他の事業費			1	1	0							
(4)	調	査	研	究	費	1	2	0	90	220				
(5)	寄	附	・	交	付	金	1	3	0	9	055	092	9,055,092	
(6)	その他の経費				1	4	0							
小 計 ((1)~(6))				8	0	1	18	769	586	うち本部・支部間の交付金合計	9,055,092円			
合 計				9	0	0	40	910	005	←(800)行と(801)行の合計を記載すること				

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15-1)及び(その15-2)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15-1)	政治活動費内訳書(その15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要		
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		① 組織活動費 ② 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(組織活動費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円			
この頁の小計				0			
その他の支出				5715380			
合計				5715380			

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		宣伝用自動車の購入、維持費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
宣伝用自動車大型車費用	十億	百万	千	円	R4 8.27	(株)ア科エトロボス	柏市並井1-248番地1
宣伝用自動車修繕工事費用					R4 2.7	北新建設株式会社	松戸市西馬橋5-33
この頁の小計							200,657
その他の支出							
合計							200,657

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 ④. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(新聞・テレビの広告費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
新聞折込	十億	百万	千	円	R4 4.7	(株)地域新聞社	柏市柏4-6-3新栄ビル	
この頁の小計			556	433				
その他の支出								
合計			556	433				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費		5. その他の事業費	6. 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考	
印刷代	十億	百万	千	円	R4 2.7	日本広告	千葉県船橋市志野6-4-21 日本印刷	
〃					R4 6.8	〃	〃	
〃					R4 9.10	〃	〃	
〃					R4 11.30	〃	〃	
この頁の小計			755	700				
その他の支出								
合計								

5490575

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

757090

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (印刷等作成費)	
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費			5. その他の事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
印刷代	十億	百万	千	円	R4.4.6	有限会社 裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
この頁の小計			498	025				
その他の支出								
合計								

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(印刷作成費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千円				
印刷代			63 800	R4 7. 10	(有) パピルス	松戸市松船台 548-4	
〃			59 840	R4 10. 31	〃	〃	
〃			53 250	R4 11. 14	〃	〃	
〃			52 140	R4 11. 14	〃	〃	
〃			343 200	R4 12. 27	〃	〃	
この頁の小計			572 330				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. ④ 宣伝事業費		5. その他の事業費	6. 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
印刷代	十億	百万	千	円	R4 7.30	あかつき印刷(株)	東京都渋谷区千駄谷4-25-2	
"					R4 8.4	"	"	
この頁の小計			1207	977				
その他の支出			117	772				
合計			1324	749				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 ⑥. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(書籍購入)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円			
この頁の小計							
その他の支出							
合計							

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(納付金)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
納付金	十億	百万	千	円	22. 1. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			794	529	22. 2. 28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			648	475	22. 3. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			589	512	22. 4. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			712	117	22. 5. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			575	754	22. 6. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			661	983	22. 7. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			807	982	22. 8. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			501	853	22. 9. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			596	463	22. 10. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金		1	284	042	22. 11. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			907	776	22. 12. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			974	606				
この頁の小計			9,055	092				
その他の支出								
合計			9,055	092				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円				
納付金			794,	529	22. 1. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			648,	475	22. 2. 28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			589,	512	22. 3. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			712,	117	22. 4. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			575,	754	22. 5. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			661,	983	22. 6. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			807,	982	22. 7. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			501,	853	22. 8. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			596,	463	22. 9. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金		1,	284,	042	22. 10. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			907,	776	22. 11. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			974,	606	22. 12. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
この頁の小計			9,	055,092				
合 計			9,	055,092				

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				年月日	備考
		<input type="checkbox"/> ア 土地 <input type="checkbox"/> イ 建物 <input type="checkbox"/> ウ 地上権等	<input checked="" type="checkbox"/> エ 動産 <input type="checkbox"/> オ 預金等 <input type="checkbox"/> カ 金銭信託	<input type="checkbox"/> キ 有価証券 <input type="checkbox"/> ク 出資 <input type="checkbox"/> ケ 貸付金	<input type="checkbox"/> コ 敷金 <input type="checkbox"/> サ 施設利用権等 <input type="checkbox"/> シ 借入金		
摘要	金額						
	十億	百万	千	円			
宣伝用自動車		1	806	933	H. 29.09.11	1台	
この頁の小計			1,806	933			
合計			1,806	933			

注意 (1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 3 月 28 日

政治団体の名称 日本共産党千葉県松戸・鎌ヶ谷地区委員会

会計責任者の氏名 野村 みつゑ



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。